

平成 31 年 4 月 1 日

東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 2 号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



東京都千代田区一ツ橋 1 丁目 2 番 2 号

住商鋼管株式会社

代表取締役 片桐 祐司



吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

住友商事株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び住商鋼管株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、平成 30 年 11 月 30 日付で両社の間で締結した吸収分割契約（その後の変更を含み、以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が国内鋼管事業（軸受鋼管、油井管、ラインパイプ及び造管用コイル（ただし、丸一鋼管株式会社向けを除きます。）に関連する事業を除き、メカニカル鋼管事業（国内のエアバッグに関わる事業）及び特殊管事業を含みます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

平成 31 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項は

ありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、平成 30 年 12 月 12 日付の官報及び電子公告にて、同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件分割の差止を請求した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の特別支配会社であるため、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従って、承継会社の株主(分割会社)に対する通知は行っていません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、平成 30 年 12 月 12 日付の官報及び日刊工業新聞にて、同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約に基づき、分割会社の国内鋼管事業(軸受鋼管、油井管、ラインパイプ及び造管用コイル(ただし、丸一鋼管株式会社向けを除きます。))に関連する事業を除き、メカニカル鋼管事業(国内のエアバッグに関わる事業)及び特殊管事業を含みます。)に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額 : 71 百万円

承継負債の額 : 0 円

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

平成31年4月1日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
- (1) 分割会社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本件分割契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。
- (2) 承継会社は、株式会社メタルワン鋼管（以下「MPP」といいます。）と承継会社との間の平成30年11月30日付吸収合併契約書（その後の変更を含みます。）に基づき、本件分割及び以下の吸収分割の効力が平成31年4月1日付で、いずれも生じたことを停止条件として、平成31年4月1日、MPPを吸収合併存続会社、承継会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ① 株式会社メタルワン西日本（以下「MON」といいます。）と株式会社メタルワン（以下「MO」といいます。）との間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくMONとMOとの間の吸収分割
- ② 株式会社メタルワン菱和（以下「MOR」といいます。）とMOとの間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくMORとMOとの間の吸収分割
- ③ MOとMPPとの間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくMOとMPPとの間の吸収分割
- ④ 住友商事北海道株式会社（以下「SCH」といいます。）と承継会社との間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくSCHと承継会社との間の吸収分割
- ⑤ 住友商事東北株式会社（以下「SCT」といいます。）と承継会社との間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくSCTと承継会社との間の吸収分割
- ⑥ 住友商事九州株式会社（以下「SCK」といいます。）と承継会社との間の2018年11月30日付「分割契約書」（その後の変更を含みます。）に基づくSCKと承継会社との間の吸収分割

以 上